

## 第 12 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 4 時 30 分より、役場各種委員会室において第 12 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者      事務局長 砂田 隆樹  
農地係主査 森川 真由美

議長 これより、第12回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。6番 野呂田 委員、  
7番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第12回南幌町農業委員会総会は、  
4月26日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第12回南幌町農業委員会総会は、4月26日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和6年 4月 2日、第11回農業委員会総会を開催した。

4月 4日 空知農業委員会連合会第1回通常総会  
が深川市で開催され、会長出席した。

4月12日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和6年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、7件でございます。

認定年月日は令和6年4月12日、いずれも再認定となり、有効期限は令和11年4月11日までとなっております。

認定番号6の4の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。

認定番号6の4の2、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号6の4の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。

認定番号6の4の4、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。

認定番号6の4の5、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇。

認定番号6の4の6、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

認定番号6の4の7、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇  
〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**137経営体**のうち**法人が17法人**となります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3, 346㎡他計7筆ございまして121, 814㎡となります。届出をした日は、令和6年3月〇〇日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第11回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願ひ、意見を求める。

令和6年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。



事務局長

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が22件でございます。

初めに所有権移転について説明いたします。

整理番号6の4の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で4,507㎡他計5筆ございまして、130,838㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号6の4の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で13,060㎡他計4筆ございまして、79,803㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

整理番号6の4の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で11,924㎡となります。

価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号6の4の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の、〇田で40,581㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年2月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の4の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、

〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で17,324㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇日までの〇年間となります。

整理番号6の4の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で8,673㎡他計2筆ございまして、34,648㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号6の4の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,903㎡他計3筆ございまして、85,797㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転並びに利用権の設定 整理番号6の4の1から6の4の4までは、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号6の4の5につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きます。整理番号6の4の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で27,393㎡他計5筆ございまして、44,053㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。整理番号6の4の5については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席されております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する。)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、整理番号6の4の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,713㎡他計11筆ございまして171,683㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で37,386㎡他計4筆ございまして、89,625㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,989㎡他計3筆ございまして、62,219㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。次ページにまいります。

整理番号6の4の9の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で10,563㎡他計8筆ございまして、108,520㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の10の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,186㎡他計7筆ございまして、77,893㎡となり

ます。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の11の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で23, 357㎡他計7筆ございまして、123, 542㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。整理番号6の4の6から6の4の11までは、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号6の4の12から6の4の16につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により高島委員及び鍋山の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に

着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。  
(南代理)

事務局 続きますして、整理番号6の4の12の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3, 978㎡他計12筆ございまして、216, 654㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の13の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇町〇丁目〇〇〇番の〇、畑で698㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の14の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で19, 728㎡他計9筆ございまして145, 376㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の15の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 065㎡他計8筆ございまして171, 823㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の16の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、

畑で75㎡他計17筆ございまして235, 497㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

(南代理)

お諮りいたします。整理番号6の4の12から6の4の16までについては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

(南代理)

退席されております鍋山会長、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、鍋山会長、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する。)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局 次ページにまいります。

続きまして、整理番号6の4の17の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21, 361㎡他計12筆ございまして、220, 467㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月

〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の18の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で34,856㎡他計10筆ございまして241,079㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の19の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,077㎡他計13筆ございまして166,760㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の20の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町2685番の2、畑で1,483㎡他計7筆ございまして、133,916㎡となります。利用権の期間は、令和16年4月29日までの10年間となります。

整理番号6の4の21の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で44,207㎡他計6筆ございまして137,041㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号6の4の22の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で2,220㎡他計3筆ございまして67,473㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となり

ます。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。整理番号6の4の17から6の4の22までは、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第12回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第12回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後5時05分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番